

講演

令和8年度税制改正について

植松 利夫

財務省大臣官房審議官（主税局担当）

（敬称略）



本稿は、去る1月27日の税制改正講演会における講演を要約したものです。

税収・財政状況

まずは我が国の税収と財政状況からご説明します。令和8年度予算の一般会計税収は83.7兆円で、主な税収の内訳は消費税26.7兆円、所得税25.3兆円、法人税20.7兆円となっています。一方で国の一般会計歳出は122.3兆円となっており、税収との間には大きなギャップがあります。そうした中であっても、令和8年度当初予算案の公債発行額は29.6兆円、公債依存度は24.2%と、近年では非常に低い水準としました。一定の財政規律を保ちつつ、高市政権の「責任ある積極財政」の考えに基づいた予算となっています。

一方心配なのが、普通国債の金利です。普通国債の残高は1,000兆円を超えており、仮に平均金利が1%上がると利払費が10兆円増える計算になります。1月20日に高市内閣の解散が表明された際は国債金利が27年ぶりの高水準となる2.37%まで上昇しましたが、財政運営においてはこうしたマーケットの状況にも留意しなければなりません。

続いて、足元の国民負担率（租税・社会保障負担の対国民所得比）を見ますと、令和4年度は48.4%となっています。これはEU各国と同水準程度ですが、租税負担率に注目すると、特に消費税（付加価値税）と個人所得課税で英国・ドイツ・フランス・スウェーデンよりも低い状況となっています。なお、国民負担率のうち19%を占める社会保障負担はバブル期の昭和63年から約9%増えており、昨今の中低所得者層における負担の重さの一つの要因となっているように思われます。

以上を踏まえながら、日本の税制はどうあるべきかをしっかり議論していきたいと考えています。

ガソリンの当分の間税率の廃止

次にガソリンの暫定税率についてお話しします。自動車関係諸税には、車の本体に着目して課税する車体課税と、燃料に着目して課税する燃料課税があります。令和7年度の国・地方を合わせた燃料課税の税収は3兆951億円で、そのうちの揮発油税等及び軽油

引取税の当分の間税率分の税収は1兆4,998億円と見込まれていました。この「当分の間税率」がいわゆる「暫定税率」です。暫定税率は民主党政権下の平成22年度改正で廃止が議論され、名称が「当分の間税率」に変更されましたが、厳しい財政事情や地球温暖化対策の観点も踏まえ、従来の税率水準が維持されてきました。

これに対して、昨今のガソリン価格高騰を踏まえ、昨年「ガソリン暫定税率廃止法案」が野党から提出され、主税局としては財源をいかに確保するのかという観点で税制の検討を進めてまいりました。そして最終的に、自由民主党・立憲民主党・日本維新の会・国民民主党・公明党・日本共産党の合意がなされ、令和7年12月31日に揮発油税・地方揮発油税の暫定税率が廃止され、軽油引取税の暫定税率についても令和8年4月1日に廃止することとなりました。この合意の中で、暫定税率廃止のための財源確保については、徹底した歳出改革等による財源捻出を前提としつつ、法人税関係租税特別措置の見直し、極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得ることとされました。令和8年度税制改正にはこの内容が含まれています。

物価高への対応 (いわゆる「年取の壁」)

ここからは令和8年度税制改正の内容についてご説明します。まずは、物価高への対応についてです。令和6年12月11日に自民党・公明党・国民民主党において、いわゆる「103万円の壁」を国民民主党が主張する178万円を目指して令和7年から引き上げる旨の幹事長合意がなされました。これを受け、令和7年度税制改正では、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額をそれぞれ10万円引き上げることで課税最低限を103万円から

123万円に引き上げました。加えて、基礎控除の上乗せ特例を設け、低所得者層については恒久的措置として課税最低限を160万円に引き上げ、中所得者層については令和7・8年の時限措置として、高所得者優遇とならないよう工夫して控除額を上乗せしました。

今回の改正では、基礎控除を物価に連動して引き上げるルールを定めています。引上げルールの基本的な考え方のポイントは4つ。引上げは2年に1度行う、引上げ幅は直近2年間の消費者物価指数（総合）を基礎として計算する、控除額に端数が生ずる場合は万円単位とする、見直し初年は年末調整で対応する、というものです。令和8年度税制改正では、このルールに基づいて令和8・9年分の引上げ額を4万円（基礎控除額62万円）としています。これは、令和7年の控除額58万円に令和6・7年の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を乗じて端数を調整した金額となります。

令和7年12月18日の自民党・国民民主党の党首合意には、この物価連動ルールに基づき基礎控除を4万円引き上げる旨、給与所得控除の最低保障額も同額の4万円引き上げる旨、今後、課税最低限は生活保護基準を勘案して見直すことを基本としつつも、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、課税最低限を178万円となるよう特例的に先取りして引き上げる（令和8・9年の時限措置）旨が記載されています。これらにより、全納税者の「所得税の負担開始水準」（基礎控除と給与所得控除の合計額）が178万円以上となります。

「強い経済」の実現に向けた対応

大胆な設備投資促進税制の創設

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値

価値型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とする大胆な設備投資に向けた税制を創設します。産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づいて生産等に必要な設備等（機械装置・工具・器具備品・建物等）を取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除（建物等は4%）を認めるものです。投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上）、ROI水準15%以上を要件としています。最大3年間の繰越控除が可能で、赤字企業にも使っていただけます。

研究開発税制の見直し

研究開発税制について、AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、税額控除率40%（認定研究開発機関との共同・委託研究については控除率50%）の「戦略技術領域型」を創設します。また、一般型・中小企業技術基盤強化税制については、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直しを行います。他方、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様に一定の制限を設けます。

賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制について、足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、大企業向けの措置を令和8年度に廃止するとともに、中堅企業向けの措置（従業員2,000人以下）は物価を上回る安定的な賃上げに向け適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、令和9年度に廃止します。中小企業向けの措置（資本金1億円以下）は現行制度を維持し、引き続き支援していくこととします。他方、教育訓練費にかかる上乗せ

措置については、令和8年度に廃止します。

住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の見直しとして、省エネ性能の高い既存住宅について、借入限度額を見直すとともに子育て世帯等の上乗せ措置の対象とし、控除期間を10年から13年に拡充します。また、立地要件については、土砂災害などの災害レッドゾーンの新築を適用対象外とします。

租税特別措置等の見直し・適正化

租税特別措置について一層の透明化を図る観点から、適用企業名を公表すべきではないかという議論があります。これについて、企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得ることとしています。

NISAのつみたて投資枠の拡充

次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、NISAの口座開設年齢の下限（18歳）を撤廃し、0～17歳の方も年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円のつみたて投資枠を利用できることとします（12歳以降は、子の同意を要件に払出しも可能）。

税負担の公平の確保に向けた是正

極めて高い水準の所得に対する負担の見直し

所得税について、給与等は累進課税により最高税率が45%であるのに対し、金融所得の税率は一律15%とされています。富裕層ほど所得全体に占める金融所得の割合が高い傾向にあることから、実態は所得が多いほど税負担率が下がっていくという逆転現象が生じていました。これを是正するため、令和5年度税制改正において極めて高い水準の所得に対

する負担の適正化のための措置が導入されました。現行制度では、合計所得金額から特別控除額3.3億円を差し引いた残額に税率22.5%を乗じた金額が通常の所得税額を上回る場合に、差額分を申告納税していただいています。

今回の改正では、税負担の公平性とガソリン暫定税率の廃止のための財源確保の観点から、特別控除額を1.65億円に引き下げ、税率を30%に引き上げます（令和9年分の所得から適用）。これにより0.3兆円程度の増収を見込んでいます。

越境ECに係る消費税制度の見直し

近年、EC（電子商取引）を利用した国外事業者からの個人輸入が急増し、消費税等が免除される1万円以下の少額貨物がこの5年間で5倍超に増加しました。こうした背景から、国外事業者と消費税を納める国内事業者との間での課税の不公平や国外事業者の無申告のおそれといった課題が顕在化しています。

そこで、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、諸外国と同様、販売者に納税義務を課すこととします。加えて、プラットフォームを介する物品販売については、納税義務を販売事業者からプラットフォーム事業者へ転換することとします。いずれの改正も令和10年4月1日から適用されます。

自動車関係諸税の総合的な見直し

エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税について、自動車の環境性能の向上を鑑みて、減免区分の基準となる2030年度燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長するなどの見直しを行います。

動力源間の税負担の公平性の実現

ガソリン車・HV・EVの税負担を比較すると、ガソリン車とHVは取得（自動車税環境性能割）・保有（自動車税種別割・自動車重量税）・利用（燃料課税）の3段階で課税される一方、EVは取得・利用段階の課税がなく、保有段階の税率も低く設定されています。そこで、自動車の動力源間の税負担の公平性を実現すべく、自家用の電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求める仕組みを来年度の税制改正で法制化しようと議論を進めています。

その他の税制上の諸課題

インボイス制度の見直し

インボイス制度のいわゆる2割特例について、事務負担への配慮がより必要と考えられ



る個人事業者については、インボイス制度を踏まえて課税転換している場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置を2年に限り講じます（令和9・10年分申告において利用可能）。

また、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を見直すこととします。控除可能割合は、令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から令和13年9月末まで3割となります。加えて、本経過措置の濫用防止を図るため、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額を10億円から1億円に引き下げます。

高校生年代の扶養控除等

令和6年度税制改正時の議論において、高校生年代（16～18歳）の扶養控除について国税38万円を25万円に、地方税33万円を12万円にそれぞれ縮減するという案が示され、これまで検討課題とされてきました。令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いは現行制度を維持することとされ、以降については引き続き検討を進めることとされました。

他方、ひとり親控除については、国税35万円を38万円に、地方税30万円を33万円に引き上げることとします。

諸施策の実施に係る財源確保

ガソリン暫定税率の廃止及び高校教育・学校給食費の無償化には、合計2.2兆円の財源が必要となります。令和8年度税制改正と予算編成により1.4兆円程度を確保していますが、不足している7,000億円台については、令和9年度に向けて新たに確保しなければい

けません。

その他の財源確保策として、オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実等の要望が強まっていることを受け、国際観光旅客税の税率を現行の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げます（令和8年7月1日以後の出国に適用）。これにより、1,200億円の財源確保が見込まれます。なお、日本人出国者への配慮として、パスポート取得費用の引下げを予定しています。

また、防衛力強化に係る財源確保策として、復興特別所得税を2.1%から1.1%に引き下げ、課税期間を10年間延長します。その上で、当分の間、所得税額に対し税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課すこととします（課税期間は令和9年1月から）。

国際課税

令和8年1月5日に、グローバル・ミニマム課税（各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するため、多国籍企業に対して各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み）と米国等の税制との共存等に係る国際合意がなされました。これを受け、我が国制度について一定の見直しを行う旨を今回の税制改正法案に盛り込みます。

おわりに

令和8年度税制改正では、初年度で5,780億円の減収、平年度で390億円の増収を見込んでいます。しかし、ガソリン暫定税率廃止による1兆円程度の減税により、まだ財源確保をしないとイケない状況です。我々としても最大限努力していきますので、皆様方におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。